

第 12 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和元年12月25日 午後3時00分から4時00分
- 2 開催場所 音更町総合福祉センター 大集会室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	松 川 博	出席	11	白 川 勝	出席
2	伊 藤 雅 明	出席	12	平 尾 秀 元	出席
3	小 原 悟	出席	13	大 場 隆 明	出席
4	土 田 純 雄	出席	14	西 川 彰	出席
5	貞 廣 涉	出席	15	鈴 木 賢	出席
6	石 王 雅 士	出席	16	大 西 忠 義	出席
7	林 雅 浩	出席	17	石 川 清 光	出席
8	茂古沼 美 則	出席	18	高 野 春 夫	出席
9	田 守 文 夫	出席	19	木野村 英 明	出席
10	大 熊 秀 之	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	木 谷 康 臣
農 地 振 興 係 主 任	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 事	笹 原 貴 彦

- 4 議事録署名委員
 - 4番 土田 純雄 委員
 - 6番 石王 雅士 委員

5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第4号 土地の現況証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

6 議事

(開会 午後3時00分)

- 議長 　ただ今から、令和元年第12回音更町農業委員会総会を開催いたします。
　ただ今の出席委員は19名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
　議事録署名委員につきましては、4番 土田委員、6番 石王委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
　報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係長 　(報告第1号第1項から第11項朗読、説明)
- 議長 　説明が終わりました。みなさんからご意見等ございませんか。
- 委員 　(全員なし)
- 議長 　なければ、報告第1号を終了いたします。
　次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係長 　(報告第2号第1項朗読、説明)
- 議長 　説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委員 　(全員なし)
- 議長 　なければ、報告第2号を終了いたします。
　次に、報告第3号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。
- 係長 　(報告第3号朗読、説明)
- 議長 　説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委員 　(全員なし)
- 議長 　なければ、報告第3号を終了いたします。
　次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局長 　(議案第1号第1項から第7項朗読、説明)
　本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項及び第2項につきましては、後ほど議案第2号において農地法第3条の規定による所有権移転許可申請が、第3項から第7項につきましては、後ほど議案第6号においてあっせんのお申出がございました。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第1項から第7項の件について、要件を満たしているということによろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第7項については、要件を満たしていることを確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われまます。以上です。

議長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。西川委員から、調査報告をお願いいたします。

14番 この案件ですけれども、12月10日に譲受人にお話を伺ってまいりました。お父様の名義で借りていた土地を、今回、経営移譲をするタイミングで息子さんの名義で借換えではなく売買するということございます。土地の価格につきましては、少々高めの金額ではございますけれども、譲受人の強い希望で売買となっておりますので致し方ないと思われまます。以上です。

議長 西川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第2号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
貞廣委員から、調査報告をお願いいたします。

5 番 この案件ですが、今まで3条による賃貸契約でしたが譲渡人の売却希望により3条
にて売買の申請となっております。土地条件等を鑑みて値段の方も高すぎず低すぎず
中ほどの地域の価格の枠内に収まっていると思われま
す。許可相当かと思いますので
ご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。続きまして、議案第2号第3項の件を議題とします。事務局からの説明
を求めます。

事務局長 (議案第2号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
貞廣委員から、調査報告をお願いいたします。

5 番 こちらも先ほどと同様の案件でございます。3条の賃貸借契約からの譲渡人の売却
希望による3条の売買となっております。金額の方も先ほどと同様、土地条件などか
らみて丁度、地域の価格の枠内で収まる範囲かと思われま
す。ご審議をお願いいたし
ます。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第3項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第3項について、申請のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第2号第4項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第2号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。
伊藤委員から、調査報告をお願いいたします。

2番 譲受人におかれましては、もう既に経営主として立派に農業経営をされておられま
す。お父様所有の農地を一部贈与ということで、親子間の贈与でございますので何ら
問題はないというふうに判断いたしました。以上です。

議長 伊藤委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第4項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第4項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」
の第1項と第2項は関連がありますので、一括して議題とします。事務局から説明を
求めます。

事務局長 (議案第3号第1項と第2項朗読、説明)

なお、議案第3号第1項と第2項の許可基準につきましては、別添「調査書」の3
ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当し
ないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第3号第1項と第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
西川委員から、調査報告をお願いいたします。

14番 こちらの案件は、経営移譲に伴って、第1項は、借主のおじい様の名義の土地を使
用貸借するという案件でございます。第2項につきましては、借主のお父様名義の土
地について使用貸借するという
こと
でござ
います
ので何
ら問題
はない
と思わ
れます。
ご審議
のほど
よろしく
お願い
いたし
ます。
以上
です。

議 長 西川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項と第2項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項と第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の4ページから6ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。茂古沼委員から調査報告をお願いいたします。

8 番 12月の5日に事務局とともに現地を確認してまいりました。来年の春に息子さんが就農するということと、ご結婚されるということで、住宅近辺の整理ということで、今回、現況証明願が出てきております。多少面積が大きくなっている訳なのですが、昔から農地以外に使用していた土地ということもございまして、やむを得ない部分なのかなというように思われます。以上です。

議 長 茂古沼委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の7ページから10ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
松川委員から調査報告をお願いいたします。

1 番 こちらは、12月5日に事務局とともに土地の所有者立会いのもと現地を見てまいりました。今年、所有地の半分ほどの売却が成立しておりますが、その他に残っていた部分の土地の売却に向けて屋敷まわりの整理ということで、必要最低限の面積での願出であると判断いたしましたので、ご審議のほどお願いいたします。以上です。

議 長 松川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第2項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。続きまして、議案第4号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第3項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の11ページから12ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議 長 議案第4号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
貞廣委員から調査報告をお願いいたします。

5 番 先月、事務局とともに現地の調査に行っております。自宅、倉庫まわりの畑との境界との整理によるものでございます。道道帯広浦幌線の拡幅工事の影響で新たに少々大きな取付道路もできてしまい、畑として使っていたところも多少潰れてしまっていて鍵地になっている状態で、そこも含めて残された小さい場所も含めて最小限の面積での宅地への申請となっております。やむを得ないと判断いたしました。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第3項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第3項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求

めます。

係 長 議案第5号第1項から第11項まで、先ほど、報告第1号におきましてあっせんの結果報告として報告をさせていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。なお、これら第1項から第11項までにつきましては、別添「調査書」13ページから16ページまでのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項から第11項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第11項について、決定いたします。
次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項から第5項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。

本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第6号のあっせんの適格者の選定が行われております。伊藤部会長から報告をお願いいたします。

2 番 あっせん適格者の報告をさせていただきます。

第1項、新生地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました富士地区のBさんの後継者であるCさん(35歳)を選定いたしました。

第2項、東京都新宿区のDさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていました長流枝地区のEさん(37歳)を選定いたしました。

第3項、緑陽台仲区東地区のFさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、旭地区Gさんの後継者であるHさん(25歳)を選定いたしました。

第4項、高倉地区のIさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、高倉地区のJさん(52歳)を選定いたしました。

第5項、雄飛が丘北地区のKさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、誉地区のLさん(39歳)を選定いたしました。以上です。

議 長 ただ今、伊藤部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第1項から第5項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第5項について、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の報告をいたします。

事務局長 (あっせん委員の発表)

議 長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

以上で議案は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和元年第12回音更町農業委員会総会を閉会させていただきます。

(閉会 午後4時00分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和元年12月25日